

## 特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県羽咋市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、サッカークラブチームの運営に関する事業、各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業を行い、子どもの健全育成、スポーツの振興、地域社会の福祉の増進、並びにスポーツを通して地域の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① サッカークラブチームの運営に関する事業
- ② 各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業
- ③ スポーツ施設等の管理運営に関する事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の目的に賛同する個人及び法人は、会員となることができる。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序

によって、指名を受けた理事が、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 44 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 2人以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。  
(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項  
（解散）

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
（残余財産の帰属）

第46条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。  
（合併）

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

（細則）

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。



附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中條 功
理事	平井 佐利
同	中野 浩司
同	中條 泰佑
監事	澤 光治
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員会費 1,000 円 (1 年間分)
  - (2) 賛助会員会費 個人 一口 3,000 円 (1 年間分)  
団体 一口 5,000 円 (1 年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	チュウジョウ イサオ 中條 功		無
理事	ヒライ サトシ 平井 佐利		無
理事	ナカノ コウジ 中野 浩司		無
理事	チュウジョウ タイスケ 中條 泰佑		無
監事	サワ コウジ 澤 光治		無

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

グランディール能登FCは、少子化・中学校サッカー部の存続の危機などの課題が直面する中、新たな受け皿を目指して羽咋郡市内の小学生のサッカークラブが合併して2023年4月から本格活動を開始し、2024年8月からは一般社団法人として活動を行ってきました。

当面は能登半島地震の影響で以前のような活動が出来ない中、小学生のサッカークラブからのスタートでしたが、活動を行っていく中で羽咋郡市を始め中能登町、かほく市など近隣のエリアからも入部があり少しずつ範囲も拡大しております。一方で中学校の部活の状況は厳しく、サッカーに限らず地域での受け皿作りが急務だと感じております。また、それに伴い団体として運営していくための組織の安定性、公平性、透明性の必要を強く実感するようになっているのが現状です。

今後はさらに一般市民に対して、サッカークラブの運営に関する事業、各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業を行い、子どもの健全育成、スポーツの振興、地域社会の福祉の増進、並びにスポーツを通して地域の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とします。

その目的のために、これまでの活動を継続・拡大・発展させ、運営体制を強化し、財政基盤を確立し、会計の公正・透明化を図っていくために、非営利かつ市民参加が重要と考え、特定非営利活動法人となることを決意いたしました。

クラブ活動を通して社会的認知と信用を得られるよう活動に取り組みます。

## 2 申請に至るまでの経緯

2023年1月	グランディール能登FC設立
2024年7月	一般社団法人グランディール能登スポーツクラブ設立
2024年12月	特定非営利活動法人設立のための検討会を開催
2025年3月	特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ設立総会開催

2025年 3月 16日

特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ  
設立代表者 石川県羽咋市立開町ニ9番地8  
氏名 中條 功



令和7年度 事業計画書

法人成立の日から 令和7年 8月 31日まで

特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ

1 事業実施の方針

定款第5条に掲げる事業として、サッカークラブに所属する選手に対して選手登録、保険加入、会費引落、広報、練習場の確保等の各種サービスの提供や選手の技能向上と練習機会の確保のための事業を行っていきます。また、各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業については、県内外からチームを招いて少年サッカー大会を企画・開催する予定としております。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① サッカー クラブチーム の運営に関す る事業	サッカークラブに所属する小学生の選手に対し、選手登録、保険加入、会費引落、広報、練習会場確保等の各種サービスの提供	通年	法人事務所	1名	小学生のサッカー選手 40人	544
	サッカークラブに所属する育成年代選手の指導	通年	県内公共グラウンド等	4名	小学生のサッカー選手 40人	468
② 各種スポーツイ ベント、教室及び 講習会等の企 画・開催に関 する事業	未就学児対象のキッズサッカー教室の開催	通年	市内公共体育館	2名	未就学児 (年長・年中) 20人	14
	少年サッカー大会の開催	7月 8月	市内公共グラウンド	10 名	北陸三県の 小学生サッ カーチーム 1500人	882

③ スポーツ施設等の管理運営に関する事業	実施予定なし						
④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし						

令和8年度 事業計画書

令和7年 9月 1日から 令和8年 8月 31日まで

特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ

1 事業実施の方針

定款第5条に掲げる事業として、サッカークラブに所属する選手に対して選手登録、保険加入、会費引落、広報、練習場の確保等の各種サービスの提供や選手の技能向上と練習機会の確保のための事業を行ってまいります。また、各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業については、県内外からチームを招いて少年サッカー大会を企画・開催する予定としております。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① サッカー クラブチーム の運営に関する 事業	サッカークラブに所属する中学生以下の選手に対し、選手登録、保険加入、会費引落、広報、練習会場確保等の各種サービスの提供	通年	法人事務所	2名	中学生以下のサッカー選手40人	4,858
	サッカークラブに所属する育成年代選手の指導	通年	県内公共グラウンド等	約6名	中学生以下のサッカー選手40人	1,238
② 各種スポーツイ ベント、教室及び 講習会等の企 画・開催に関 する事業	未就学児対象のキッズサッカー教室の開催	通年(年 12回)	市内公共体育館	2名	未就学児 (年長・年中)20人	34
	少年サッカー大会の開催	通年(年 10回)	市内公共グラウンド	10名	県内外の小学生サッカーチーム3500人	1,805
	少年フットサル大会の開催	1月	市内公共体育館	5名	小学生サッカーチーム800人	1,063

③ スポーツ施設等の管理運営に関する事業	実施予定なし					
④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし					

令和7年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和7年8月31日まで  
 特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ  
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	322,000	
賛助会員受取会費	10,000	
		332,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	645,000	
施設等受入評価益		
		645,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
サッカークラブチーム運営に関する事業	330,000	
各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業	1,310,000	
		1,640,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		2,617,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	400,000	
法定福利費	61,120	
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	461,120	
(2) その他経費		
大会参加費	170,000	
登録費	10,000	
主催事業賞典費	135,000	
接待交際費	438,000	
支払手数料	159,000	
事務用品費	7,000	
消耗品費	40,000	
印刷製本費	93,000	
旅費交通費	329,000	
車両費	10,000	
会議費	10,000	
通信費	1,500	
広告宣伝費		
賃借料	44,000	
支払利息		
その他経費計	1,446,500	
事業費計		1,907,620
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
支払手数料	40,000	
事務用品費	1,500	
旅費交通費		
車両費	18,000	
会議費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	59,500	
管理費計		59,500
経常費用計		1,967,120
当期経常増減額		649,880
III 経常外収益		



1 固定資産売却益		0	
經常外収益計			0
IV 經常外費用			
1 過年度損益修正損			
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			649,880
設立時正味財産額			12,000
次期繰越正味財産額			661,880

令和8年度 活動予算書

令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人グランディール能登スポーツクラブ

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	2,670,000	
賛助会員受取会費	30,000	
		2,700,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	1,960,000	
施設等受入評価益		
		1,960,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
サッカークラブチーム運営に関する事業	585,000	
各種スポーツのイベント、教室及び講習会等の企画・開催に関する事業	4,625,000	
		5,210,000
5 その他収益		
受取利息	25	
雑収益		
		25
経常収益計		9,870,025
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,440,000	
法定福利費	519,520	
退職給付費用		
福利厚生費	15,000	
人件費計	3,974,520	
(2) その他経費		
大会参加費	375,000	
登録費	285,000	
主催事業賞典費	395,000	
接待交際費	1,433,000	
支払手数料	985,000	
事務用品費	15,000	
消耗品費	345,000	
印刷製本費	115,000	
旅費交通費	825,000	
車両費	64,000	
会議費	35,000	
通信費	13,000	
広告宣伝費	50,000	
賃借料	88,000	
支払利息		
その他経費計	5,023,000	
事業費計		8,997,520
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
支払手数料	240,000	
事務用品費	3,000	
旅費交通費		
車両費	120,000	
会議費	3,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	366,000	
管理費計		366,000
経常費用計		9,363,520

当期經常増減額			506,505
Ⅲ 經常外収益			
1 固定資産売却益		0	
經常外収益計			0
Ⅳ 經常外費用			
1 過年度損益修正損			
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			506,505
前期繰越正味財産額			661,880
次期繰越正味財産額			1,168,385